

【 2022 年 5 月号 (第 5 号) 】

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行 中国営業推進部

CHINA BUSINESS MONTHLY

本年 1 月よりスタート致しました「チャイナビジネスマンスリー」の第 5 号をお届け致します。本号では高齢化が急速に進む中国での国家戦略とヘルスケア及び関連産業の展望についてお届け致します。続いて 2 月号、4 月号でも取り上げた中国自動車市場について、本号では中国における新エネルギー車 (NEV) 関連政策の観点からお届けいたします。最後にこれまで改定を重ねてきている中国会社法について、本年意見募集が行われた直近の改定動向について、特に日系企業にとって影響があると思われる有限責任会社の持分譲渡規制を中心にお届け致します。

この「チャイナビジネスマンスリー」では、引き続き中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いトピックスをみずほがキュレーター役となってお届けして参ります。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

【CONTENTS】

- ◆ チャイナビジネスにおける直近のトピックス P1
- ◆ エグゼクティブサマリー (以下 3 つのトピックス毎の要約 1 枚版) P2-4
- ◆ 高齢化対応国家戦略の強化動向と市場展望
～最新の国勢調査と新 5 ヶ年計画の実施を踏まえて～ P5-13
- ◆ 中国における新エネルギー自動車 (NEV) 関連政策・法規制の概要 P14-18
- ◆ 中国会社法の改定
～有限責任会社の持分譲渡規制に対する改定を中心に～ P19-24

2022 年 5 月

＜チャイナビジネスにおける直近のトピックス＞

MIZUHO

中国営業推進部

・赤字は今月号で取り上げるトピックス ・青字は先月号までに取り上げたトピックス ・紫字は今後注目したいトピックス

	【外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境） サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等） サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法 共同富裕 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・医療 ・教育（学習塾） ・法治化 ・収賄罪対応 ・不動産問題 ・不動産税導入 ・文化・エンタメ業界の秩序 ・RCEP/CPTPP ・デジタル人民元 ・コロナ対策 ・電力問題 ・標準化 ・人口・高齢化（戸籍制度） ・米国上場/香港上場 ・資本市場 ・三農対応 ・長三角一体化 ・海南自由貿易区 ・イノベーション/ブロックチェーン/EV車/電池 ・大湾区（GBA） ・越境EC ・中小零細企業支援		
集団学習※1	国際発信の強化・改善（第30回2021/5） 共産党の伝統（第31回2021/6）	第14次五ヶ年計画重点事項（第27回2021/1） エコロジー文明（第29回2021/4） バイオセキュリティガバナンス（第33回2021/9） デジタル経済（第34回2021/10）	社会保障（第28回2021/2） 法治体制（第35回2021/12） カーボンニュートラル（第36回2022/1） 中国の人権（第37回2022/2）
パブコメ※2		独禁法（2021/10/23～11/21） 国内企業の海外での証券発行・上場に関する管理規定（2021/12/24～1/23） 会社法（2021/12/24～1/22） 国内企業の海外での証券発行・上場に関する秘密保持と文書管理に関する規定（2022/4/2～4/7） 金融安定法（22/4/7～5/6）	工業と情報化分野データ安全管理弁法（試行）（2022/2/10～2/21） 食糧品質安全監督管理弁法（2022/2/14～3/15） モバイルスマート端末アプリのプロビジョニングの一層規範化に関する意見（2022/2/16～3/3） 未成年者インターネット保護条例（2022/3/14～4/13）
主な公表済政策等	陸地国境法（2021/10/23） 党百年の重大な成果と歴史的経験（2021/11/11） 政府活動報告（2022/3/5）	第14次五ヶ年デジタルエコノミー発展計画（2022/1/12） 国内取引と貿易の事業環境の一体化（2022/1/19） 深圳における中国特色社会主義先行示範区の建設、市場参入規制緩和（2022/1/26） 27都市と地区において越境EC総合試験区の設立（2022/2/8） 新業態・新モデル貿易の発展促進（2022/3/17） 小規模薄利企業所得税優遇政策（2022/3/18） 市場参入ネガティブリスト2022年版（2022/3/25） 全国統一大市場の建設加速（2022/4/10） 米国産輸入品追加関税の適用除外延期（2022/4/14） コロナ対策と経済社会発展のための23項目の金融サービス措置（2022/4/18） 先物とデリバティブ法（2022/4/20）	ネットワーク安全審査弁法（2022/1/4） 消費促進に係る十つの措置（2022/1/16） プラットフォーム経済の持続可能な発展（2022/1/18） 行政許可事項のリスト管理（2022/1/30） 工業資源総合利用の推進加速（2022/2/10） 「14.5」老齡事業の発展と養老サービス体制の計画（2022/2/21） 知的財産の高品質的発展の推進（2022/3/16） 「14.5」現代エネルギー体系計画（2022/3/22） 水素エネルギー産業中長期発展計画（2022/3/23） 社会信用体制の構築の推進（2022/3/29） コロナ対策下での物流の保障（2022/4/11） 個人養老保険制度（22/4/21）

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2021/1以降）

※2 パブコメ：対外公表されている政府各部局から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載（2021/11以降）

<エグゼクティブ サマリー>

高齢化対応国家戦略の強化動向と市場展望

MIZUHO

みずほ銀行
中国営業推進部
特別研究員 邵 永裕

1. 中国は、長年続いてきた「一人っ子」政策の影響もあり、極めて短期間に少子高齢化社会に入った(65歳以上の高齢者人口数は2000年の1億人未満から2020年の1.9億人に急増)。これを受けて中国は高齢化社会の対応を国家戦略のレベルに引き上げている。
2. 第14次五か年計画においても高齢化事業の発展と、養老システムの構築について記載がされており、中国政府として高齢化社会の対応に総力を挙げていく方針が明らかになっている。
3. 日本に近い「国民皆保険」という社会保障制度が基本的に整備されているものの、受給者の急増などを背景に2021年に早くも年金受給のアンバランスが見られ、GDP比増大している医療支出と共に財政への負担増と持続可能性が問われ始めていると言われている。
4. 養老産業の市場規模は近年10%以上の高い成長を続けており、規制緩和や金融業者の参入を含む保険市場の拡大など、今後のビジネスチャンスが期待される。
5. 政府としても新たな産業発展と経済成長につなげたいという志向等から、また高齢化先進国の経験と手法を学ぶため、特に日系企業の中国介護・ヘルスケア分野への進出検討も行われており、引き続きこの分野における日中間でのコラボレーションの増加が期待される。

以上

(P5～本文所要時間約 7 分)

<エグゼクティブ サマリー> 中国における新エネルギー自動車 (NEV)関連政策・法規制の概要

MIZUHO

弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所
弁護士 小林 幹雄

1. 世界最大の自動車市場である中国において、「脱ガソリン車」「電動化」の動きが加速している。2021 年、中国の新エネルギー自動車 (NEV) 販売台数は 352.1 万台であり、前年比で 1.6 倍。
2. 中国で購入補助金やダブルクレジット制度の対象となる NEV は電気自動車 (「EV」)、プラグイン式ハイブリッド自動車 (「PHV」)、燃料電池自動車 (「FCV」) となっており、日系メーカーが得意とする非プラグイン式のハイブリッド自動車 (「HV」) は含まれていない。
3. 中国の NEV の大部分は EV 及び PHV であり、FCV はバス、トラック等の商用車であり、当分の間状況は変わらない模様。
4. NEV 製造への参入については、主に下記 2 つの手続きにより、メーカーの乱立や安全性の確保の観点からコントロールがなされている。
 - ① 発展改革委員会のプロジェクト審査確認・届出手続
(なおガソリン車等 NEV 以外を製造する新規プロジェクトは既存完成車メーカーの一定の条件を満たした生産能力拡大を除き原則として禁止)
 - ② 工業・情報化部の生産企業・製品公告の手続き
5. 現在では、完成車製造領域における外資規制は存在せず、外資単独で NEV の完成車製造業に参入することも可能である。
6. 中国における NEV の普及促進政策として、購入補助金及びダブルクレジット (燃費・NEV クレジット) 制度があるが、購入補助金については 2022 年末をもって終了予定。ダブルクレジット制度はメーカーの燃費及び NEV の生産・輸入実績を評価、管理するもので、所定の基準を満たすことができない場合に他社からクレジット枠の購入等を通じマイナス状態を解消しなければならない。
7. 中国における日本の完成車メーカーによる NEV 生産及び販売の本格化並びに NEV 日本への部品・素材関連企業による投資の拡大が見込まれる。

以上
(P14～本文所要時間約 5 分)

<エグゼクティブ サマリー>

中国会社法の改定

～有限責任会社の持分譲渡規制に対する改定を中心に～

MIZUHO

中倫法律事務所東京オフィス
外国法事務弁護士 孫 彦

1. 中国の現行会社法は1993年に制定後、数度の改正を経ており、直近では2021年12月に、改正草案が公布され2022年1月22日まで意見募集が行われた。本稿では、筆者の直近の実務経験を踏まえ、外資企業の進出に特にかかわる有限責任会社の持分譲渡に関する改正点を中心に紹介。
2. 今回の「会社法草案」は、全15章260条より構成されており、現行会社法の枠組を踏襲しつつ、約70条の追加又は修正を加えた大幅な改正。
3. 外商投資法の施行に伴いいわゆる三資企業法が廃止されたが、外商投資法には三資企業法に含まれていた外商投資企業の組織形態に関する規定はなく、この点は会社法等の規定が適用される。
4. 有限責任会社における一方株主による持分譲渡は、現行会社法の規定によると、他方株主の意思にそぐわない第三者へ持分が譲渡されるおそれがあり、既存株主の利益を害したりする可能性があるため、中国、外国のいずれの投資家も不安要素であると指摘されていた。会社法草案は、現行会社法にある持分譲渡に関する制限を改正し、関連内容を削除。
5. 持分譲渡の手続きがスムーズに行えるか否かにかかわる持分譲渡後の株主名簿の変更及び当局への登記について、会社法草案は、新たな条文を追加し、会社の義務として明記。
6. 今回の会社法改正は、中国におけるビジネス環境の改善、国有企業の改革及び資本市場の制度基盤の改善等のニーズに応えるためのものである。特に、持分譲渡の規制改正は、ビジネス環境の改善に対する政府の意欲が窺える。
7. 中国での合併企業の設立や持分譲渡を予定されている日本企業にとっては、「会社法草案」のかかる改定点を当事者間の合意事項として、合併契約又は持分譲渡契約に盛り込んでおくことが対応策として考えられる。

以上

(P19～本文所要時間約5分)

高齢化対応国家戦略の強化動向と市場展望 ～最新の国勢調査と新5カ年計画の実施を踏まえて～

MIZUHO

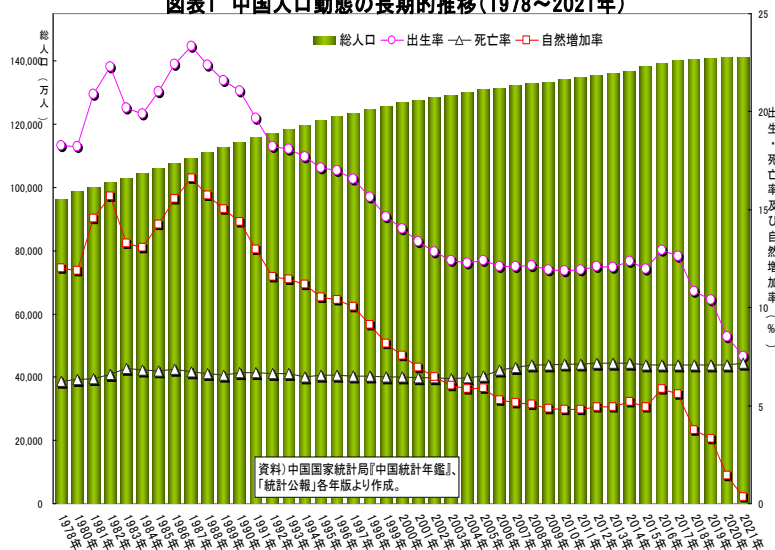
みずほ銀行 中国営業推進部
特別研究員 邵 永裕 Ph. D.
Email : yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp
Tel : 03-5220-8729

1. はじめに

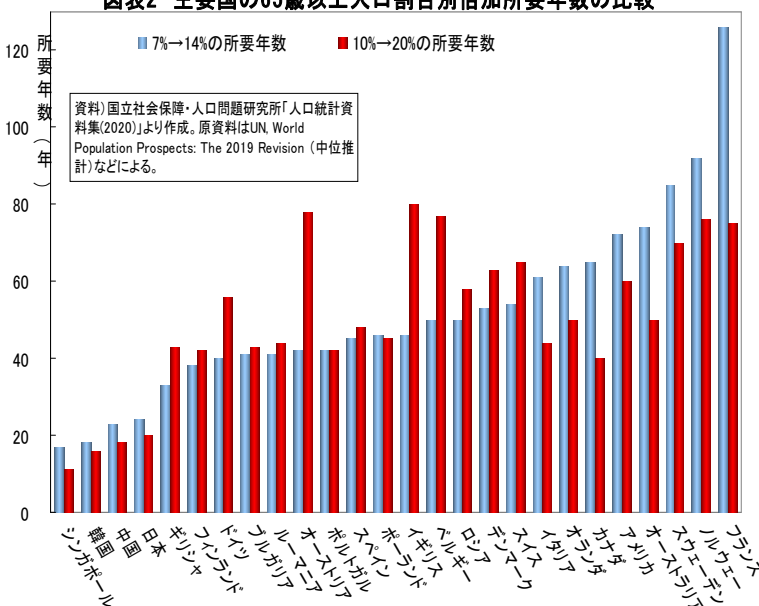
今日に至るまでの中国の経済発展においては、人口規模による消費需要と労働力供給が大きなサポート要因と見られており、特にこれまでは若年人口が主体を占めていた人口ボーナス効果が大きく働いてきたと言えるが、1980年代の「一人っ子政策」によって生じた人口動態の大きな構造変化により極めて短期間に少子高齢化社会に突入した。

図表1は1978年の改革開放政策実施以降の人口動態の長期的推移を示すものである。2021年末現在の総人口は141,260万人に達しているが、出生率と自然増加率が1987年をピークに下がりつつあり、2021年にはそれぞれ7.52‰、0.34‰に大きく低下した（ピーク時よりそれぞれ12.85、13.27ポイント）。2013年から「一人っ子政策」が緩和され始めたにもかかわらず明確な出生率向上にはつながらず、出生率と人口自然増加率は2017年以降下がり続けてきた。三層別人口構成比の推移を見ると、0～14歳の年少人口は1982年の33.6%から半減の16.9%になったのに対して、65歳以上の人口構成比が同4.9%から約2.5倍の11.9%に高まっており、少子高齢化が急速に進んできた。世界主要国の状況と比べても、中国は東アジアの高齢化進行の速い4カ国の一つに数えられ、65歳人口割合の倍化に必要とした年数は、シンガポール、韓国に次いで3番目に少なかった¹日本を超え、欧米諸国に比べて高齢化のスピードが非常に速い（図2）。また15歳から64歳までの労働人口の比率も2010年ピーク時の74.5%から低下して2018年には71.2%になり、2012年には労働人口数のマイナス成長もついに見られた。

図表1 中国人口動態の長期的推移(1978～2021年)



図表2 主要国の65歳以上人口割合倍加所要年数の比較



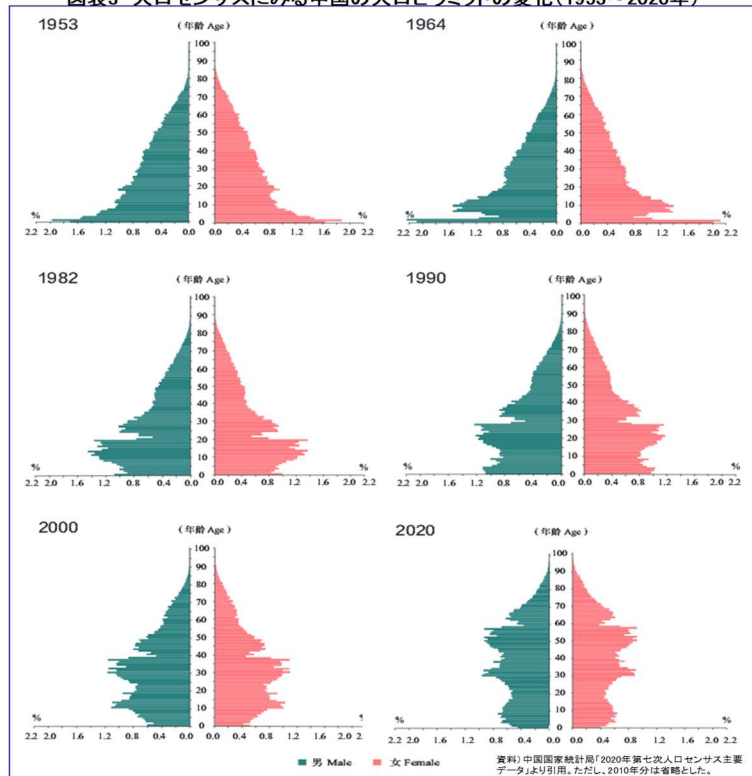
¹ 国連の人口中位推計によると、中国の65歳以上人口シェアが7%（2002年）から14%（2025年）になるのに23年かかり、10%（2017年）から20%（2035年）になるのにわずか18年だった（日本はそれぞれ24年、20年かかった）。

これまでに行われた人口センサスによる人口ピラミッドの変化からも、中国人口の年齢構造変化がより克明に分かる。図3にみる人口ピラミッドはそれぞれ1953年、1964年、1982年、1990年、2000年、2020年（2010年分省略）の6回分の人口センサスに基づくものである（人口構成比ベース）が、半世紀以上にわたる中で中国の人口ピラミッドの形が大きく変わり、均整の取れた富士山型から壺型に大きく変わり、年少人口層が大きく縮小したことが見て取れる。図表4は中国の主要年齢層別人口数と構成比を見たもので、近年の就業者層人口数（14～64歳）の減少傾向と高齢者層（65歳以上人口）の増加傾向がより鮮明化し、人口数も2000年1億人未満から2010年の1.2億人、2020年の1.9億人に膨れ上がってきた。

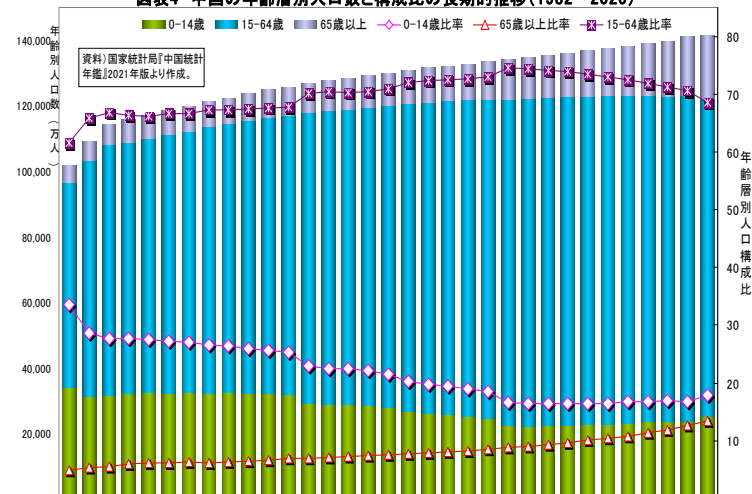
つまり中国がこれまで長く恩恵にあずかった人口ボーナス時代は終わりを告げ、老年人口の養育負担の大きい人口オーナス時代に入りつつある。このことを明確に裏付けるのが図表5に示す人口扶養比（「従属人口指数」ともいう）の変化である。

2010年を境に、下がり続けていた総合人口扶養比（総合従属人口指数＝（0～14歳人口＋65歳以上人口）／15～64歳人口）が右肩上がりになり、老年人口扶養比（老年従属人口指数＝65歳以上人口／15～64歳人口）もこれまで以上に増加ペースを加速。2010年の11.9から2020年には19.7へと7.8ポイント向上した（2000年から2010年までは、わずか2ポイント上昇＝9.9→11.9）。つまり、中国の生産年齢人口1人が老年人口を扶養しなければならない人数は、2000年における9.9人から2010年に11.9人に、2020年には19.7人という計算となり、社会保障を維持するための経済的負担が急速に高まっているのである。

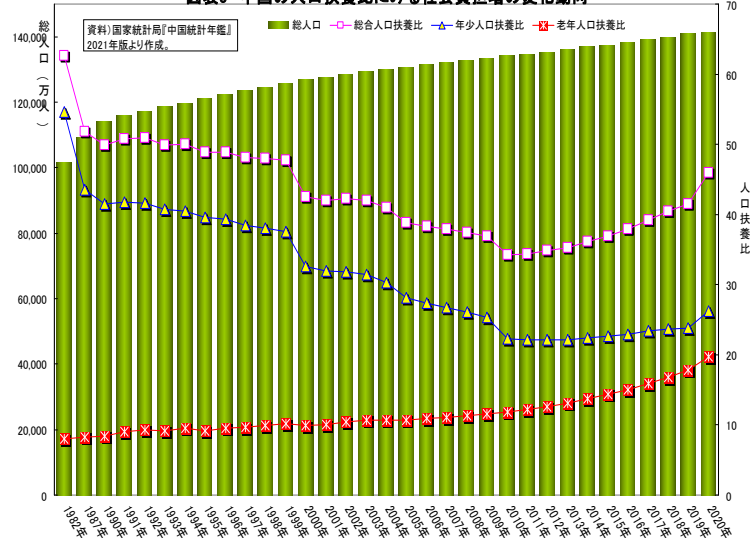
図表3 人口センサスにみる中国の人口ピラミッドの変化（1953～2020年）



図表4 中国の年齢層別人口数と構成比の長期的推移（1982～2020）



図表5 中国の人口扶養比にみる社会負担増の変化動向



2. 高齢者事業関連施策の強化動向と新 5 か年計画期の高齢者事業発展目標と推進事業

かかる状況に対して中国政府は様々な対策を講じ、中でも「一人っ子政策」は抜本的調整として 2013 年から 2016 年まで段階的に廃止されたが、遅きに失したのか今のところ大きな効果が見られていない²。中国の少子高齢化は簡単に挽回できるものではなく、高齢化社会の進行を正面から深く認識し、様々な政策展開が必要であると考えられる。

中国政府による高齢者事業の施策は、主に 2001 年に始動した中国第 10 次 5 か年計画期に展開されはじめた。同期に「中国老齡事業発展“十五”(2001～2005)」が制定・実施され、以降各 5 か年計画にまつわる同事業発展計画が制定され、一昨年に終了した「“十三五”国家老齡事業発展と養老体制建設計画(2016～2020)」に受け継がれ、あわせて 4 期計 20 年間の政策が行われてきており、昨年からの第 13 次 5 か年計画期の同計画は今年 2 月 22 日に公表され(図表 6 の No. 20)、名称表記の微細変化も見られている。図表 6 は主に 2011 年の第 12 次 5 か年計画(2011～2015)以降に展開された中国高齢者事業に関する関連政策をみたもので、5 か年基本計画を始め、養老サービス業の発展加速、養老サービスを含むサービス業イノベーションの発展、スマート養老サービス、インターネット活用による医療保健、高齢者權益保障法の実施強化など多岐にわたって中国政府による高齢化対策や高齢者事業発展の施策が社会と産業経済発展の状況にも呼応しており、時代の要請を適宜に捉えていると言える。最も基本的・総合的な発展計画は、2019 年 11 月 21 日に新華社通信を通じて打ち出された「高齢化積極対応中長期国家計画」であるが、それ以降の 2020 年からも介護保険や年金商業保険の推進に関する政策など(図表 6 の No. 16～19)も打ち出されており、少子高齢化の対応に注力している。

ここでまず最新の第 14 次 5 か年計画期の中国高齢者事業計画の概要を見ておこう。

同計画は新華社を通じて公表されたが、内容は文字通り新 5 か年計画の期間中(2021～2025 年)に中国の高齢化事業発展と養老システム構築について詳細に記載されたものである。

図表6 中国の高齢者事業・養老サービス業発展促進政策の展開

No.	関連政策・計画の名称	政策主旨	実施年月
1	“十二五”中国老齡事業発展計画(2011～2015年)	在宅養老サービスの情報システム整備の加速促進	2011年9月
2	養老サービス業の発展加速に関する若干の意見	在宅養老サービスの情報提供の強化	2013年9月
3	民間資本による養老サービス業の参入奨励に関する実施意見	在宅養老サービスへの民間資本の参入奨励	2015年2月
4	スマート健康養老産業発展行動計画(2017～2020)	スマート養老モデル基地設立とトップ企業育成など促進	2017年2月
5	“十三五”国家老齡事業発展と養老体制建設計画(2016～2020年)	養老サービス事業の体制づくりへの注力明示	2017年3月
6	サービス業イノベーション発展大綱(2017～2025)	スマート養老サービスの発展促進	2017年6月
7	スマート健康養老応用試行示範の実施に関する通知	一群のモデル企業、モデル町内、モデル基地の建設支援	2017年7月
8	スマート健康養老製品及びサービスの推奨目録(2018年版)	養老製品とサービスの類別提示	2017年8月
9	“インターネット+医療健康”発展促進に関する國務院の意見	第2回目のスマート健康養老試行示範事業の実施	2018年4月
10	養老サービス事業発展促進に関する意見	養老産業の投資、創業、就業に関する総合的政策の提起	2019年4月
11	企業従業員基本養老保険基金に関する中央調整制度の樹立に関する國務院の通知	中央政府調整基金の設立による地域間養老基金の均衡	2018年5月
12	新改正の「老年人權益保障法」の実施貫徹に関する通知	養老機構の設立許可を行わず、登録と備考管理に移行	2019年1月
13	養老サービスの部間連絡会議制度の設立同意に関する國務院弁公庁の書簡	養老サービス関連の政府21部門の情報共有と協調促進	2019年7月
14	養老サービスの供給拡大と養老サービス消費促進に関する民生部の実施意見	養老サービスの供給と需要拡大促進に関する具体政策の指示	2019年9月
15	高齢化積極対応中長期国家計画	3段階発展目標と5項目実施任務提起	2019年11月
16	社会サービス領域の商業保険の発展促進に関する意見	年金保険の推進と保険商品の開発加速及び養老保険の第3支柱育成支援	2020年1月
17	長期介護保険制度試験の拡大に関する指導意見	長期介護保険の実験都市に、北京市石景山区などの14か所に加え、制度整備を加速している。	2020年9月
18	養老託児サービスの健全発展の促進に関する國務院弁公庁意見	多方面の参入、多方式のサービス供給と革新的・融合的な養老産業の環境整備	2020年12月
19	専門的商業養老保険試験に関する通知	21年6月から6社の生命保険会社による浙江省・重慶市での営業試験開始	2021年5月
20	“十四五”人口高齢化積極対応工程と託児施設建設実施方案	少子高齢化のための即効的政策として多様な取り組みを指示	2021年6月
21	スマート健康養老産業発展行動計画(2021～2025年)	既存の実験事業をもとに更に100以上のモデル企業、50以上のモデル区を育成	2021年10月
22	“十四五”国家老齡事業発展と養老サービス体制計画(2021～2025年)	養老サービス事業の体制づくりへの注力明示	2022年2月

資料) 中国政府WEBサイト及び各種報道より作成。注) 同表は主要な高齢者事業・養老サービス発展の中央・地域政府文書を取り上げているが、すべてを含むものではない。

² 2016～17年の合計特殊出生率は2000年前後の1.60から1.68に高まったが、人口置換水準の2.06台には達していない。

同計画では主に5つの発展目標と9つの行動任務を掲げている（図表7）。発展目標について、具体的に以下のように提起した。つまり、新5か年期間中に人口高齢化国家戦略に積極的に対応する制度の枠組みが確立されることにより、高齢事業と産業が効果的に協働し、养老服务体系と健康サポート体系が整備され高齢者の幸福感、安心感を向上させることが目指されている。また効率的な养老服务の供給を拡大し、家庭における介護能力を強化し、老年健康サービスに係る資源の供給、配置を合理化し家庭における介護や訪問回診などの在宅医療サービスを

積極的に展開することで、高齢者の健康レベルの向上を図る。养老服务に係る多業態が革新的に融合を進め、高齢者教育訓練、文化観光、フィットネスレジャー、金融支援など高齢者の衣食住、リハビリ看護をめぐるサービス高齢者用品産業が発展することでより多くの高齢者に恩恵を与えていくなどという。コラム形式で明記された9つの行動任務についても具体的に言及している。特に「⑤老年用品の研究開発と製造応用のための重大科学技術の難関攻略（行動）」については、計画期間中に国家重点研究開発計画の関連特定項目の実施と結びつけ、高齢老人の機能強化と看護、機能喪失老人用品などの研究開発を強化し、神経系損傷、損傷後脳認知機能障害、麻痺歩行補助などのリハビリテーション治療の需要をめぐって、脳と機械相互作用などの技術を突破し、異なる損傷リハビリテーションに用いる補助ロボットシリーズ製品を開発し、知能サービスロボット発展行動計画の実施を進め、また着用式動態心電観測設備とその他の生理パラメーター検査設備を研究開発し、携帯式健康測定設備、セルフサービス健康測定設備などの健康測定製品を発展させ、新型の信号収集チップと知能デジタル医療端末を開発するなど明記され、高齢者の市場需要に応えようとしていることが分かる。

ただ数値目標で掲げられている図表と前回の第13次5か年計画のものと比べる（図表8）と、内容は

図表7 「“十四五”国家老齡事業發展計画」の發展目標と行動任務

＜主要な發展目標＞	
①	養老サービスの供給は絶えず拡大している→農村・農村をカバー、全国民に恩恵する。
②	高齢者健康支援システムはより健全である→資源配置の合理化や人材・マンパワーの拡充
③	老年サービスのための多業態の革新的発展が実現される→教育研修、知的活動の充実
④	要素保障能力は絶えず強化される→経営環境の更なる改善と各種産業要素の確保への支援強化
⑤	社会環境は更に養老に適応して住みやすい→敬老愛老の雰囲気と高齢者の社会参加度の向上
＜9つの行動任務＞	
①	公的養老機構のレベルアップ行動⇒施設の被覆率、サービス品質の安全達成率、入所率の向上
②	老年健康サービスシステム建設の行動⇒高齢者健康促進プログラム、老年健康サービスシステム
③	医療と養老の結合能力向上特別行動⇒コミュニティ医療・養老結合能力の向上、医療・養老結合試験
④	シルバー経済の重点發展地域の配置計画⇒首都圏、長三角、大湾区、成渝等で10の重点地域を整備
⑤	老年用品の研究開発と製造応用のための重大科学技術の難関攻略（行動）⇒特別のR&D事業の実施
⑥	末端老年協会の規範化建設行動⇒共産党末端組織の役割發揮、協会活動の施設条件の創成改善
⑦	中華孝親敬老文化の伝承と革新工程⇒敬老月間や孝親敬老の年次大会開催および国情教育の実施
⑧	高齢者のためのスマート支援活動⇒IT技術・スマート設備による養老補助関連の知識の研修・普及
⑨	人材陣営の建設行動⇒養老サービス人材の拡張、老年医学人材、職能人材の育成と資質向上研修

資料) 国務院「“十四五”国家の老齡事業の發展と養老サービスシステムの計画」(2022-02-22)より抜粋。

図表8 第13次と第14次5か年計画期の中国高齢者事業發展目標値比較

【Ⅰ】第13次5か年計画期(2016～2020)の数値目標			【Ⅱ】第13次5か年計画期(2021～2025)の数値目標	
区分	指標明細	目標値	指標名	2025年の達成目標値
社会保障	基本養老保険加率	90%達成	1. 養老サービスベッド数合計	900万床以上
	基本医療保険加入率	95%安定維持	2. 特殊困難老人への月次訪問率	100%達成
介護サービス	政府運営の養老用ベッド数の割合	50%未満	3. 都市部の新築、居住区の新築に関する養老サービス施設の基準達成率	100%達成
	介護型養老用ベッドの割合	30%以上	4. 介護施設の介護ベッド設置比率	55%に到達
健康サポート	高齢者の健康栄養水準	10%に向上	5. 老年医学科設置の2級以上の総合病院の割合	60%に到達
	二級以上総合病院の老年病科設立比率	35%以上	6. 本科大学・専門学校の養老サービスに関連する専門募集生の規模	明確に増加
	65歳以上高齢者の健康管理比率	70%達成	7. 高齢者1000人あたりのソーシャルワーカー数	1人以上維持
精神文化生活	高齢者学校設立の郷鎮(街道)の割合	50%達成	8. 老年大学のカバー率	各県(市、区、旗)ごとに1校以上
	経常的に教育活動に参加する高齢者の比率	20%以上	9. “敬老月間”行事の開催回数	各県(市、区、旗)毎年1回開催
社会参加	高齢者ボランティア登録者の高齢者比率	12%に達成		
	都市農村コミュニティ末端層の老年協会設立比率	90%以上		
保障投入	福祉公益金の養老サービス業に利用される比率	50%以上		

資料) 中国国務院「“13・5”国家老齡事業發展と養老体系建設計画」(2017.2.28)より作成。

資料) 国務院「“十四五”国家老齡事業發展と養老サービスシステム計画」(2022.2.22)より作成。

より簡略なものになっている印象を受けたのも確かであるが、コロナ禍の影響が続く中である程度数値目標を詳細に出すのを控えられた可能性があると思われる。その意味で今回の5か年計画は従来以上に強く高く目標設定されたものにはなっていないようであり、穏健に関連事業を進め、量よりも質の面に重きを置いた内容になっていると受け止められる。

また、同じく新5か年における重要な産業政策として昨年12月に工信部、民政部、衛健委の3機関連名で公布された「スマート健康養老産業発展行動計画（2021～2025年）」（図表6のNo.21）を注目する必要があると思う。同行動計画は2017年2月に公布されたもの（（図表6のNo.4））をバージョンアップしたもので新5か年計画期に合わせて実施され、IT技術とスマート設備、デジタル製品などの開発利用に今まで以上に取り組んでいく方針が示されている。

3.「高齢化積極対応中長期国家計画」の概要と設定目標と主な実施事業

最も基本的・総合的な高齢化発展戦略はやはり、2019年11月21日に新華社通信を通じて打ち出された「高齢化積極対応中長期国家計画」（以下「中長期計画」、図表6のNo.15）である。以下はこの「中長期計画」の骨子を概観する。

この「中長期計画」は冒頭で次のように指摘している。「高齢化は社会発展の重要なすう勢で、人類文明の進歩の現れであり、今後長い期間のわが国の基本的国情でもある。高齢化は経済の全分野、社会整備の各段階、社会文化の多方面ひいては国の総合力と国際競争力にとって大きな影響があり、挑戦とチャンスが併存している」。また「高齢化に積極的に対応することは、人民中心の思想を貫くための内的要求、質の高い経済発展に必要な保障、国家の安全と社会の融和・安定を守る重要な措置である。質の高い経済発展の要請に従い、あくまでも供給サイド改革を主軸に、長期的な制度の枠組みを築き、実効のあがる大きな政策を定めなければならない。そして積極的対応、共同建設・享受、能力相応・適度、革新・開放の基本原則を堅持して、中国の特色ある高齢化対応の道を歩まなければならない」と提起し、計画策定の理念と基本原則を強調している。

「中長期計画」は、中国の高齢化対応に関して短中長の3段階目標を打ち出している（図表9の上段）。短期的には2022年まで、中期的には2035年まで、長期的には2050年を展望した、今世紀中葉までに高齢化に積極的に対応するために戦略的、総合的、指導的な文言が盛り込まれている。具体的には、2022年までに高齢化積極対応の制度的枠組が初歩的に樹立されること、2035年までに人口高齢化積極対応の制度づくりが更に科学的・効果的に機能し、社会的富の蓄積が高所得レベル国の仲間入りを果たすこと、2050年（今世紀中葉）までに、社会主義現代化強国に相応しい高齢化対応の制度づくりが成熟完備することが目指されている。

図表9「高齢化積極対応中長期国家計画」における発展目標と主要任務

三 段 階 の 発 展 目 標	①2022年までに人口高齢化積極対応の制度的枠組が初歩的に樹立できる>全要素生産性水準と生産年齢人口の就学教育年限が安定的に伸び、基本養老保険と基本医療保険の法定人員へのフルカバーをほぼ実現し、養保障水準の正常調整体制を整える。多次元養老保険制度体系がほぼ構築でき、機能完全、規模適合、都市農村被覆、医療・養護結合の養老サービス体制が整備され、高齢者が過し易い社会環境がほぼ達成。
	②2035年までに人口高齢化積極対応の制度づくりが更に科学的・効果的に機能し、社会的富の蓄積が高所得レベル国に仲間入りを果たす>全要素生産性が合理的に向上し、全体的に教育現代化を実現する。基本養老保険と基本医療保険の法定人員へのフルカバーを実現し、多次元養老保険の制度体系を構築し、主要な健康指標が高所得国のレベルに達成し、人口平均予期寿命と健康予期寿命が安定的に向上し、高齢者の健康水準が絶えず高まり、総合的で継続的な健康サービス体制が基本的に形成される。
	③2050年（今世紀中葉）までに、社会主義現代化強国に相応しい人口高齢化対応の制度づくりが成熟完備>老年友好都市、老年友好郷村、老年友好社区（コミュニティ）が全国に普及し、全国人民が更に幸福健康に生活でき、中華民族の偉大なる復興を実現し、更なる立派な雄姿で世界諸民族の中に立ち並ぶ。
五 つ の 主 要 任 務	【1】高齢化対応の社会的富の蓄積を充実させる⇒総量の拡大、構造の最適化、効率の向上を通じて、経済の発展と高齢化の即応性を実現する。国民所得分配システムの整備を通じて、政府、企業、個人間の分配構造を最適化し、高齢者扶養のための富の蓄えを着実に増やす。一層公平でより持続可能な社会保障制度を整え、全人民の福祉水準の増進を続ける。
	【2】高齢化背景下の労働力供給を改善する⇒出生人口の資質向上、新規労働力の質引き上げ、老いても学べる生涯学習システムの構築を通じて、わが国の人的資源の全体的資質を高める。人的資源の開発利用を推し進め、より質が高く一層十分な就業を実現し、高齢化積極対応の人的資源の十分な数、高い資質を保証する。
	【3】質の高いサービスと財の供給システムを作る⇒健康中国作りを積極的に推し進め、健康教育、予防保健、病診診療、リハビリ・看護、長期介護、安らかな医療保護を含む総合的、連続的な老年健康サービスシステムをつくり、より完全にする。在宅を基礎にし、地域社会（コミュニティ）に依拠し、施設を十分に整備し、医療と介護を有機的に結合した、重層的な介護サービス体制を整え、複数ルート、複数分野で高齢者のための財、サービス供給を拡大し、財とサービスの質を引き上げる。
	【4】科学技術イノベーション能力を強化する⇒革新駆動型発展戦略を掘り下げて実施し、技術革新を高齢化積極対応の第一の原動力と戦略的支えにし、国民経済産業体系の知能化水準を全面的に引き上げる。老年サービスの科学技術化、情報化水準を高め、老年健康の科学技術によるサポート度を高め、高齢者助技術の研究開発と応用に力を入れる。
	【5】養老、孝行、敬老の社会環境を築く⇒高齢化に対応する法治環境をつくり、高齢者の合法的權益を保障する。家族による支援体制を築き、高齢者にやさしい社会を建設し、高齢者、家族、社会、政府が共に参加するよい雰囲気を作り上げる。

資料「高齢化積極対応中長期国家計画」（2019.11.21）より抜粋作成。

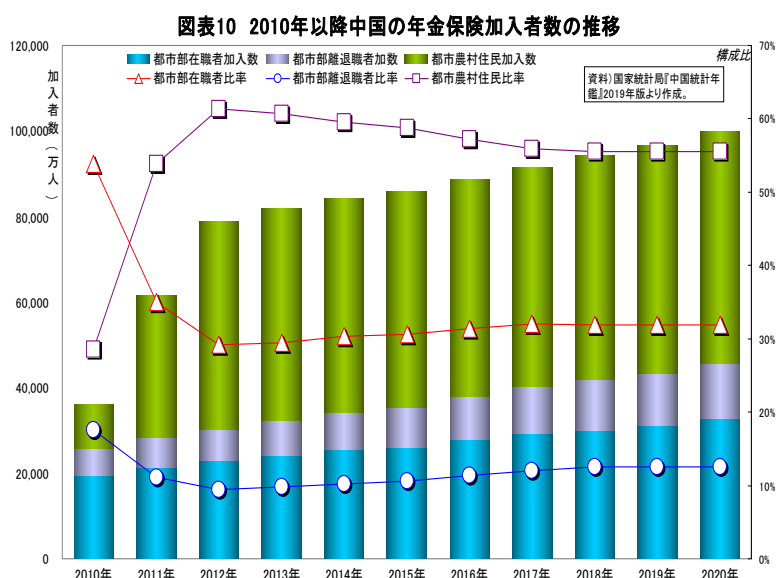
「中長期計画」では今後の主要任務＝実施事業として以下の5つ方面を提起している（図表9の下端）。①高齢化対応の社会的富の蓄積を充実させる。②高齢化背景下の労働力供給を改善する。③質の高いサービスと財の供給システムを作る。④科学技術イノベーション能力を強化する。⑤養老、孝行、敬老の社会環境を築く。この中で特に③と④の内容が注目するに値するであろう。③では「“健康中国”作りを積極的に推し進め、健康教育、予防保健、病気診療、リハビリ・看護、長期介護、安らかな医療保護を含む総合的、連続的な老年健康サービスシステムをつくり、より完全にする。在宅を基礎にし、地域社会〈コミュニティ〉に依拠し、施設を十分に整備し、医療と介護を有機的に結合した、重層的な介護サービス体制を整え、複数ルート、複数分野で高齢者のための財、サービス供給を拡大し、財とサービスの質を引き上げる」ことなどが提起され、④では、「革新駆動型発展戦略を掘り下げて実施し、技術革新を高齢化積極対応の第一の原動力と戦略的支えにし、国民経済産業体系の知能化水準を全面的に引き上げる。老年サービスの科学技術化、情報化水準を高め、老年健康の科学技術によるサポート度を強め、高齢者介助技術の研究開発と応用に力を入れる」ことが明記されている。尚、⑤の「養老、孝行、敬老の社会環境を築く」においては、高齢者の合法的權益の保障、家族による支援体制の構築、高齢者にやさしい社会建設、高齢者、家族、社会、政府の共同参加によるよい雰囲気の醸成が言及され、高齢者の社会的地位の確保が謳われていることも注目に値するであろう。

「中長期計画」の文末は、「高齢化積極対応業務に対する党の指導を堅持し、党政府の主要な責任者が自ら取り組み、全般的責任を負うようにし、各級政府の計画実施主体としての責任を強め、組織・調整の仕組みを一段と整備すること」、「国際協力を推し進め、「一带一路」関係諸国と高齢化対応の政策対話と事業結合を繰り広げる。特色と代表的性格をもつ地域を選んで、高齢化対応業務の総合的革新実験を進める。業務の仕組みを作り整え、規制・考課問責制度を実施し、計画の実施に対する監督を強め、計画の徹底を確保すること」を求められ、同計画の位置付けと実効性を強調している。

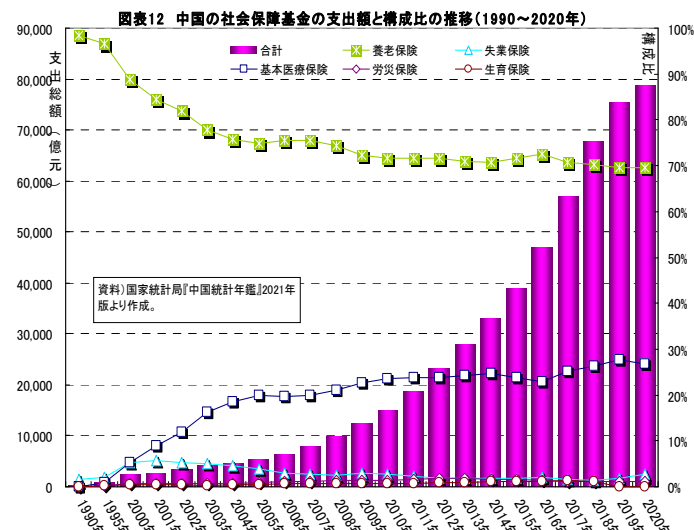
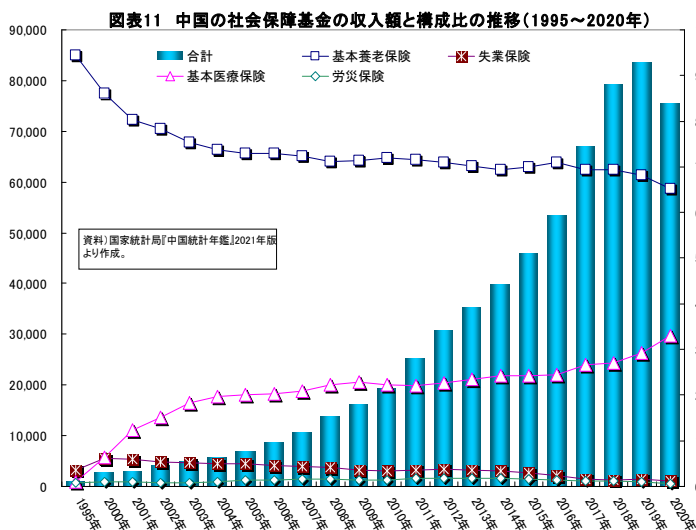
4. 中国高齢者事業の発展成果と課題及び市場展望(結びに代えて)

上記の「中長期計画」の策定について、高齢者社会の対応と高齢化事業の発展を中国共産党と中央政府が非常に重視していることの意味表示と受け止められただけでなく、国家レベルに引き上げられた中長期発展の綱領的文書としてその重要意義と長期的影響を持つものであるとの論評記事が多く見られたが、以下では中国の高齢化社会対応戦略や事業計画の実進を進める上での基礎条件または環境条件として中国の高齢者保障制度の実進状況と中国養老サービス業発展の現状を概観し、今後にわたる政策の実進効果と課題を展望する。

図表10は中国の年金保険加入者数の推移を見たものである。2010年より、それまで対象外だった都市農村住民の保険加入が始まったことによって加入者数の大幅増加が続いている。構成比も最大を占めており、結果的に国民皆保険への目標達成を極めて短期間で可能にしたことが大きな政策効果である。

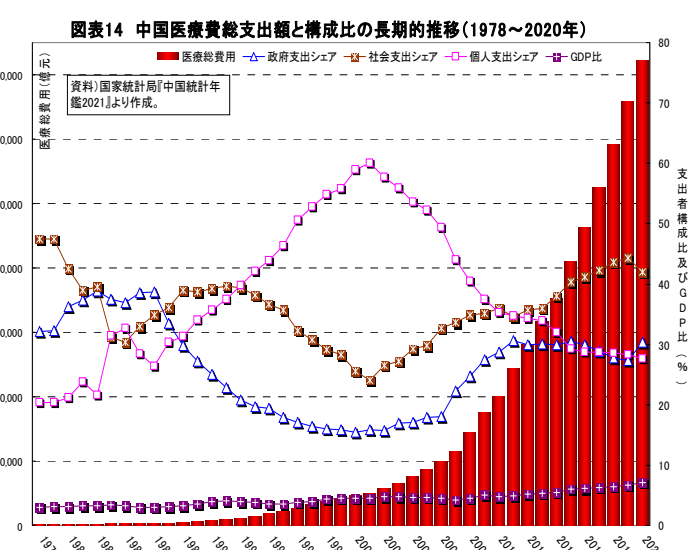
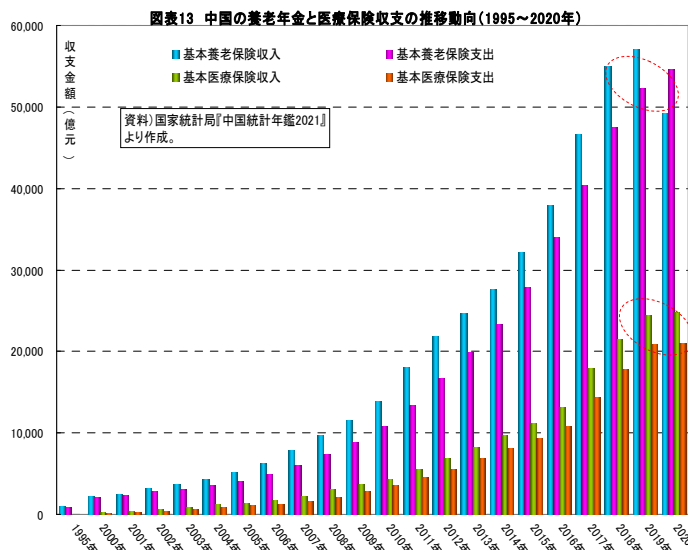


図表 11 と図表 12 は中国の社会保険基金全体（年金、失業、労災など含む）の収支動向をそれぞれ示すものだが、収入が 2019 年までに順調に増加してきたが、コロナ禍に見舞われた 2020 年には減少に転じてしまった。2020 年の支出額は相変わらず増加傾向を保っている。その背景には両図表にみる社会保険基金支出に占める養老保険の大きさが挙げられ（90 年代の 90%以上よりは大きく低下したが 2018 年でも 70%台を維持）、また 2 位の基本医療保険の支出が 20%強を保っており、この 2 項目の支出が全体の 9 割以上を占めていることになることから、中国の社会保障負担は明らかに増加の趨勢と言える。



図表 13 にみる中国の養老保険基金の収支が 2020 年にアンバランスになったこともコロナ禍の影響があるとは言え、医療保険収支はまだバランスを保っているのと対照的に中国の高齢化による社会負担増を端的に示している。

図表 14 中国の医療費支出額の長期的推移を見たもので、日本などと同様に高齢者関連の支出分が高いことから、その増加傾向が実に急速であり（支出総額が 2000 年の 0.45 兆元から 2020 年の 7.2 兆元に拡大）、GDP に占めるシェアも 2000 年の 4.57%から 2020 年の 7.1%に拡大している。かかる年金保険や医療費支出額の拡大動向から中国の高齢化による社会負担増が急速に拡大していることが分かり、制度整備の成果が確認できる反面、社会保険基金財源の長期的確保や地域間格差の改善などが大きな課題であることが分かる。

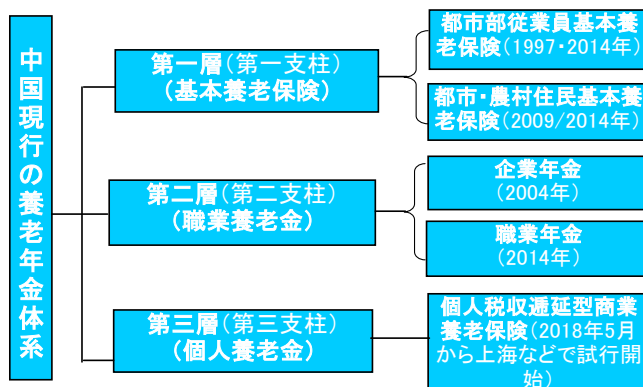


また、本来後発的に整備してきた中国の年金体制づくりもまだ十分にキャッチアップができておらず、足元の急速な高齢化推進に対応できていない課題が大きいのも事実である。図表 15 にみるように、三層構造（三支柱）が理想的とされる年金システムにおいて第三層（個人年金）はもとより第二層（職業年金）の整備も 2014 年以降からのことであり、不十分である。特に第三層の制度整備に関しては中国が 2018 年 5 月から上海などの一部地域で試験的に導入され始めただけに大きく遅れており、図表 16 にみる米国との比較でも年金資産と GDP に占める比率の差が歴然である。最近中国では特に第三支柱の年金保険整備について注力すべきとの意見が多く見られるので今後の制度整備においてもこの部分の取り組み強化が予想される³。むろん、社会保障制度の根幹に関わる年金制度の健全化は世界的に重要かつ困難な課題であり、比較的所得額が高い層が選ばれる個人年金保険は中国の重視される共同富裕の原則にうまく相容れるように制度設計できるのかも分からないが、政策的に養老サービスの規制緩和や多元化促進の方向性は定まっており、今後の金融業者の参入を含む保険市場の拡大やビジネスチャンスの増加も期待される。

実際にも中国の養老産業の市場規模が近年 10%以上の高い成長水準を続けている（2015 年 4,900 億元、2019 年 7,568 億元）と見られており、養老サービス（全体の約 7 割を占める）に加え、養老製品、養老地産など裾野の広い市場需要が生まれている。

中国の養老サービス機構・施設数も 2015 年の 11.6 万から 2020 年の 32.9 万個所、ベッド数も同 672.7 万から 821 万床に増加し（前期 5 か年計画の成果）、「医養結合」介護施設が 5857 社に増えてきた。政府の関連政策でも多種多様な養老施設の設立運営が奨励する趣旨であり、外国との合弁・提携による設立も歓迎されており、近年日本や欧米資本と中国企業との提携事例も中国の研

図表 15 中国現行の年金体制の見取り図



資料）中国人民大学国家発展与戦略研究院「政策簡報」2020年5月第8期「老龄化与养老金制度」より引用・作成。

図表 16 中米両国の三支柱年金制度の資金規模と構成比比較

米 国	名 称	第一支柱	第二支柱	第三支柱	合 計
	総額(万億ドル)	2.82	16.15	8.81	27.78
	年金資産比(%)	10.15	58.14	31.71	100.00
	GDP比(%)	13.76	78.80	42.99	135.55
中 国	名 称	第一支柱	第二支柱	第三支柱	合 計
	総額(万億元)	5.09	1.48	0.00007	6.57007
	年金資産比(%)	77.47	22.53	0.00	100.00
	GDP比(%)	5.65	1.64	0.00	7.30

資料）図表15に同じく中国人民大学国家発展与戦略研究院「政策簡報」より引用。データは 2018 年のもの。

図表 17 中外企業提携による養老施設の設立事例

外国企業(国籍)	中国企業(形態)	提携養老施設名称	設立時期	設立都市
COLISEE(仏)	中国招商局集団(国有企業)	記憶養老、データービス、養老マンション	2016年	広州
Orpea(仏)	鼓樓医院、南京仙林(地方政府病院)	認知症研究センタ付のリハビリ病院	2015年	南京
ロングライフホールディング株式会社(日)	新華錦集団(大型地方企業)	老人ホーム	2011年	青島
日本RIEI株式会社(日)	協通(集団)有限公司(大型地方企業)	老人ホーム	2011、13年	北京、上海
株式会社木下グループ(日)	北京誠和敬投資有限責任公司(国有企業)	老人ホーム	2014年	北京
凱健國際(Emeritus Senior LivingとCMPの共同出資(米))	遠洋地産(国有企業)	リハビリ療養院、凱健老年生活マンション	2012年	上海、北京
Meridian Healthcare International(米)	遠洋地産(国有企業)	凱健老年生活マンション移管受け	2014年	上海、北京
Fortress Investment Group(米)	復星集団(地方大型企業集団)	持続介護定年社区	2013年	上海
CORNERSTONEとABHOW(米)	泰康保險(大型保險会社)	持続介護定年社区	2015年	北京
Merrill Gardens(米)	関連会社(大型地方企業)	老人ホーム	2015年	上海、無錫

資料）葛蘭靈、馮占聯「中国養老服務的政策選択：建設高効可持續的中国養老服務体系」中国財經出版传媒集团、中国財政經濟出版社、2019年より作成。

³ 4月21日付けで國務院（弁公庁）から「個人養老金發展推進に関する意見」（通達）が公布され、個人年金保険（「第三支柱」）の本格導入が認められたが、所得税の還付優遇と金融保険投資にかかわることで加入者の年間保険料納付上限額を 12,000 元と決められ、所得水準による個人年金保険の格差抑制も配慮されている。

究論文で紹介されている（図表 17）。

今後“インターネット+”による高齢者事業の促進やスマート健康養老施設の設立運営が新たな発展方向であり、実験段階にある介護保険制度の本格導入、政府が重要視する社会保障制度のイノベーションの推進により、供給不足（経営ノウハウ、介護商品、従業員）にある中国の養老産業も大きく発展することが期待され、先行経験に富む日系企業の市場参入機会も増えてくるであろう。実際にも日系企業の中国介護・ヘルスケア分野への進出事例も多く見られ、また今後の事業展開を見据えて中国企業（団体）とヘルスケア関連の事業提携の覚書を取り結んだ事例も多く報告されている（図表 18）。

「中長期計画」が展望している 2050 年以降を含む長いスパンで見ても、中国の高齢化は日韓両国とほぼ同様のペースで加速すると予測されており、東アジアの主要 3 国間における知識交流と事業協力の必要性和可能性も高いと思われ、高齢者事業の国際協力の展促進にもつながることが期待できよう。

新興産業でもある養老産業の更なる発展促進は中国政府の基本方針であ

図表18 MOUの締結にみる日中企業の中国ヘルスケア事業への進出意向

No.	日本企業	中国企業	締結内容
1	株式会社スマイル、康新株式会社	福寿康(上海)医療介護サービス有限公司	訪問入浴介護の推進に向けたサービス開発等の覚書
2	株式会社早稲田エルダリーヘルス事業団、一般社団法人日中健康医	天津铸福健康信息諮詢有限公司	日本介護予防中国市場普及推進プロジェクト
3	一般社団法人日中介護学会	瀋陽泉輝国際老年康復有限公司	介護現場要員向け認知症予防理論及びリハビリ実技トレーニングに関する提携
4	さがらウィメンズヘルスケアグループ	大連耘泰病院	女性医療、および健診センター、遠隔診療にかかる提携
5	フランスベッド株式会社	広東愛心家居有限公司	フランスベッド株式会社と広東愛心家居有限公司との中国介護事業提携
6	一般社団法人中日介護事業推進協会	中国中軽国際控股有限公司、保利(広州)健康産業投資有限公司	中日介護人材育成事業に関するフレーム契約
7	株式会社日本ケアサプライ	華録健康養老発展有限公司	華録健康養老服務南通有限公司中日合併プロジェクト
8	株式会社日立製作所	河南省職工病院、京大(北京)技術有限公司	人工知能AI医療と介護ケアマネジメントシステムの中日共同研究開発
9	日立(中国)有限公司	中固病院管理(徐州)有限公司	江蘇省徐州市徐州中固腫瘍病院陽子重粒子がん治療システムプロジェクト
10	日立(中国)有限公司	京大(北京)技術有限公司	京大(北京)技術有限公司(以下「京大北京」と)の提携による健康養老ソリューション事業の推進
11	日立(中国)研究開発有限公司	清華大学	中国未来高齢化の進展及び認知症予防などの対策と技術研究

資料)日本貿易振興機構「平成31年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業(介護等国際展開推進事業)実施報告書」(令和2年3月)より修正・引用。

り、また増加する高齢者層が社会発展の負荷・負担よりも市場需要、経済成長の促進力となることが求められていくことを考えれば、「中長期計画」を主とした政策実施で投資環境と運営条件の更なる改善が期待できる。中国における長期にわたる安定的な高齢者事業の展開・運営も可能となり、今後 PPP（官民連携）をはじめ、多様な方式や多方面の共同参加により長期的な事業投資が増える可能性があり、また最先端技術と設備を駆使した養老事業所やビジネスモデルの創出による産業発展が見込まれている。

以 上

中国における新エネルギー自動車 (NEV)関連政策・法規制の概要

MIZUHO

弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所
弁護士 小林 幹雄
Email : kobayashi.mikio@uryuitoga.com
Tel : +81-3-5575-8400

1. はじめに

世界最大の自動車市場である中国(2021年新車販売は2627.5万台¹⁾)において、「脱ガソリン車」「電動化」の動きが加速している。2021年、中国の新エネルギー自動車(New Energy Vehicle) (「NEV」)販売台数は352.1万台であり、前年比で1.6倍増加した。近年の産業政策において、中国政府は内燃機関自動車の生産能力増加を厳格に抑制する一方、NEV産業の発展を促進する様々な施策を実施した。その効果が、中国の新車販売台数において1割を超えたNEVのシェア(2021年は13.4%)に表れている。

中国政府の目標は、上記シェアを2025年までに20%前後とし、2035年までに50%以上とすることである²⁾。当該目標を実現すべく、今後もNEV普及に対する政策的な支援が予想される。近時、中国のNEV関連産業に対する日本企業の関心が高まっていることを踏まえて、本稿では、中国におけるNEV関連政策及び法規制の概要を紹介する。

2. 中国におけるNEVとは

(1) NEVの定義及び範囲

国務院が2012年6月に公表した「省エネルギー及び新エネルギー自動車産業発展計画(2012 - 2020年)³⁾」(国発[2012]22号)は、NEVを「新型の動力システムを採用し完全又は主に新型エネルギー駆動に依拠する自動車」と定義し、主に電気自動車(「EV」)、プラグイン式ハイブリッド自動車(「PHV」)及び燃料電池自動車(「FCV」)をNEVの範囲に含めた。日本の完成車メーカーが得意とする非プラグイン式のハイブリッド自動車(「HV」)はNEVに含まれず、中国の主要なNEV普及促進政策として後述する購入補助金及びダブルクレジット(燃費・NEVクレジット)制度の運用上も、HVは基本的にガソリンエンジン車等と同様に扱われている(表1)。

【表1】 新エネルギー自動車(NEV)の範囲

NEVに含まれる	電気自動車(EV)、プラグイン式ハイブリッド自動車(PHV)及び燃料電池自動車(FCV)等
NEVに含まれない	ガソリンエンジン自動車、ディーゼルエンジン自動車及び非プラグイン式ハイブリッド自動車(HV)等

(2) NEV市場の特徴

現時点では、中国で販売されるNEVの大部分はEV及びPHVである。2022年2月における中国新車市場の状況を見ても、当該月のNEV販売台数(33.4万台)中、FCVは178台に過ぎず、EV及びPHV(販売台数はそれぞれ25.8万台、7.5万台)に対して非常に少ない。現時点において、中国政府によるFCVの普及目標は「2025年までに保有量を約5万台とする」ことであり、普及の重点領域もバス及びトラック等の商用

¹⁾ 特に断らない限り、本稿における自動車生産・販売台数に関する数値は中国汽车工业协会の公表データに基づく。

²⁾ 中国自動車エンジニアリング学会「省エネルギー・新エネルギー自動車技術ロードマップ2.0」(2020年10月公表)等。

³⁾ これに続くものとして、国務院弁公庁「新エネルギー自動車産業発展計画(2021-2035年)」がある(国弁発[2020]39号)。

車である(国家発展改革委員会等「水素エネルギー産業発展中長期計画(2021-2035年)」(2022年公表))。これらの状況に鑑みて、当分の間、中国のNEV市場は引き続きEV及びPHVが中心となることが予想される。

3. NEV完成車の製造業に対する参入管理

中国において、企業が完成車の製造業に参入する場合、主に、①発展改革部門のプロジェクト審査確認・届出手続及び②工業・情報化部門の生産企業・製品公告手続を経る必要がある。この枠組みは、製造する車両がNEV又はNEV以外(ガソリンエンジン自動車等)のいずれであっても基本的に異ならない。以下においては、製造する完成車がEVである場合における各手続の概要を紹介する。

① 発展改革部門のプロジェクト審査確認・届出手続

完成車の製造プロジェクトを実施する企業は、地方発展改革部門に届け出ること及びプロジェクトの内容を「自動車産業投資管理規定⁴」(国家発展改革委員会令22号)(2019年1月10日施行)(「投資管理規定」)所定の参入基準に適合させることが必要となる⁵。なお、現在、ガソリンエンジン自動車、ディーゼルエンジン自動車及びHV等を製造する新規プロジェクトは、既存完成車メーカーが一定の条件を満たして生産能力を拡大する場合等を除き、原則として禁止される⁶。

EV製造の新規投資プロジェクトのうち、独立したEV製造企業を新設するプロジェクトについて投資管理規定が定める参入基準は、プロジェクト予定地域の状況(自動車生産能力の利用率、既存投資プロジェクトの完成・生産状況等)、当該企業の研究開発力、知的財産権の保有状況、アフターサービス体制、株主の状況及びプロジェクトの内容等に関する詳細なものである。新規参入に一定のハードルを設けるのは、特定地域へのEVメーカーの集中や、技術力や財務基盤の弱いEVメーカーの乱立を防止するという考慮に基づく。

② 工業・情報化部門の生産企業・製品公告手続

完成車の製造に従事する企業は、「道路機動車両生産企業及び製品参入管理弁法⁷」(工業・情報化部令50号)(2019年6月1日施行)等に基づき、当該企業の資質及びその生産する車両の安全性等の審査を工業・情報化部に申請する必要がある。当該審査を経て、工業・情報化部が定期的に発布する公告に掲載されると、当該企業は公告された車両を販売することができる。製造される車両は品質等の面において審査を経た内容と一致することが要求されるため、当該枠組みを通じて完成車の安全性が確保される。なお、EVの製造に従事する企業及びその製造する車両が具備すべき条件は「新エネルギー自動車生産企業及び製品参入管理規定」(工業・情報化部令2017年39号)(改正規定2020年9月1日施行)が規定する。

4. 外資規制

伝統的な中国の外資規制上、完成車製造領域では、前掲「自動車産業発展政策」等に基づき中国企業と

⁴ 既存の同種規定として「自動車産業発展政策」(2004年5月21日発布、国家発展改革委員会令8号)及び「純電動乗用車企業新規建設管理規定」(2015年7月10日施行)等。

⁵ 「企業投資プロジェクト審査確認及び届出管理条例」(2017年2月1日施行)2条・3条、「政府の審査確認する投資プロジェクト目録(2016年版)」(2016年12月12日施行)6項及び投資管理規定6条。

⁶ 投資管理規定11条。なお、当該規定におけるPHVの位置付けには留意すべきである。前述の通りPHVはNEVの一種であるが、投資管理規定上はEV及びFCVとは異なる厳格なプロジェクト管理の対象となる。

⁷ 「道路機動車両」には乗用車、商用車、オートバイ及びトレーラー等が含まれる。

の合併事業(外資の出資割合は最大 50%)が要求され、合併会社の数も最大 2 社に制限されていた。近年、これらの規制は段階的に緩和されており、最後まで残っていた乗用車製造業における同種規制も近時撤廃された(2022 年 1 月 1 日に施行された全国版・自由貿易試験区版の各「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」2021 年版に基づく)。現在では、完成車製造領域における外資規制は存在しない。外資単独で NEV の完成車製造業に参入することも可能である⁸。

5. NEV の普及促進政策

中国における NEV の普及促進政策としては、購入補助金及びダブルクレジット(燃費・NEV クレジット)制度が特に重要である。以下においては、各制度の近時の状況等を紹介する。

① 購入補助金

これまで、中国では NEV 購入の補助金制度により、ユーザーは補助金相当額が控除された後の金額で NEV を購入することができた。近年の中国における急速な NEV の普及は、当該制度の存在によるところが大きい。ただし、2016 年以降、NEV 購入の補助金は 2020 年末の打ち切りに向けて、支給金額が段階的に引き下げられた。その後のコロナ禍を受けた期間延長(2 年間)を経て、NEV 購入の補助金制度は 2022 年 12 月 31 日に終了する予定である(表 2)。

【表 2】 NEV 購入補助金に関する近時の動向	
2016 年以降	補助金支給額の段階的引下げ、補助金支給要件の厳格化(財建[2015]134 号)。NEV 購入補助金制度の終了時期は当初 2020 年末とされる。
2020 年	NEV 購入補助金制度の終了時期を、2020 年末から 2022 年末に変更(財建[2020]86 号)。
2022 年	同年 12 月 31 日をもって NEV 購入補助金制度は終了する(財建[2021]466 号)。

なお、上記補助金の対象車両(EV、PHV 及び FCV)のうち、FCV については、2020 年に購入補助金の支給対象から除外された。現在、FCV の普及に対する財政支援は、条件を満たした都市群における FCV のコア技術産業化及びモデル应用到に奨励を与える方式により実施されている(財政部等「燃料電池自動車モデル応用の展開に関する通知」(財建[2020]394 号))。

② ダブルクレジット(燃費・NEV クレジット)制度

「乗用車企業平均燃料消費量及び新エネルギー自動車累計点数並行管理弁法」(2018 年 4 月 1 日施行)(「ダブルクレジット弁法」)に基づく制度である。当該制度は、中国国内の乗用車メーカー等の平均燃費及び NEV 乗用車の生産・輸入実績を毎年数値化(燃費クレジット及び NEV クレジット)して、並行的に管理する。所定の基準を満たすことができず、クレジットがマイナスになった企業は他社からのクレジット購入等を通じてマイナス状態を解消しなければならない。マイナス状態の解消ができない場合、当該企業は生産計画等の調整要求、上述した工業・情報化部門の生産企業・製品公告手続への影響、強制性製

⁸ なお、EV の完成車製造業については、「外商投資産業指導目録(2017 年修正)」(2017 年 7 月 28 日施行)以降、外資規制の緩和が先行して進められていた。

品認証証書の不発給等の不利益を受ける。

上述した二つのクレジット制度のうち、乗用車メーカー等に特に大きな影響を与えるのが NEV クレジットである。NEV クレジットは、当該企業が計算年度(1月1日～12月31日)内に生産・輸入した EV、PHV 及び FCV の乗用車の数量に車両一台あたりのクレジット(NEV の車両類型及び性能に応じて異なる)を乗じた数値の合計(「実際値」と、ダブルクレジット弁法に基づく「標準値」を比較して算出する。実際値 > 標準値であればプラスの NEV クレジット、実際値 < 標準値であればマイナスの NEV クレジットが発生する。なお、標準値は、当該企業が計算年度内に生産・輸入したガソリンエンジン乗用車、ディーゼルエンジン乗用車及び HV 乗用車等の合計数量に、所定の割合を乗じて算出する。当該割合は 2019 年度の「10%」からスタートし、毎年の上昇を経て 2022 年度は「16%」である。更に、2023 年度は「18%」となる予定である(表 3)。

【表 3】 NEV クレジットの算出方法	
実際値 > 標準値 → プラスクレジットが発生する	
実際値 < 標準値 → マイナスクレジットが発生する	
実際値の計算方法：	標準値の計算方法(2022 年度)：
EV、PHV 及び FCV 乗用車の生産・輸入台数 × 車両一台あたりのクレジット	ガソリン・ディーゼルエンジン乗用車及び HV 乗用車等の生産・輸入台数 × 16%

NEV クレジットをプラスにすること(例：より多くの NEV を生産・輸入する)及びマイナス発生時に解消処理をすること(例：NEV 専業メーカーからの NEV クレジット購入)は、既存の乗用車メーカー等にとって大きな負担となる。近時のダブルクレジット弁法の改正(2021 年 1 月 1 日改正規定施行)では、コロナ禍の影響も踏まえて、NEV ではないが一定の燃費基準を満たす乗用車を「低燃費乗用車」として上記標準値の算定上優遇すること、及びマイナスの NEV クレジットの解消方法を柔軟化すること等を通じて、既存の乗用車メーカー等の負担軽減が図られた。

③ その他の普及促進政策

中国でこれまでに実施された NEV の普及促進政策として、大都市におけるナンバープレート発給上の優遇がある。渋滞や大気汚染の深刻化を受けて、中国では大都市を中心に抽選制や入札制を通じたナンバープレートの発給制限を実施している。当該制限の中でも NEV の購入者については、NEV 専用枠の設定等を通じて上記発給制限が緩和されることがある。

また、充電インフラの整備も積極的に進められている。近時の動向として、2022 年 1 月 10 日に国家発展改革委員会等が発布した「電動自動車充電基礎施設のサービス保障能力を更に向上させることに関する実施意見」(发改能源規[2022]53 号)では、引き続き充電インフラの整備を進めて、2000 万台超の EV 等の充電ニーズを満たすことが当面の目標として掲げられている。

6. NEV ユーザーの権利保護

中国では、消費者が購入した製品に品質問題があった場合等において、販売者等が負う修理、交換又は返品を「三包責任」と呼ぶ(「中華人民共和国消費者權益保護法」(改正規定 2014 年 3 月 15 日施行)24 条等)。家庭用の自動車製品については、販売者であるディーラー等がユーザーに対して三包責任を負担し、完成車メーカー等に責任がある場合には当該当事者に対してディーラー等が求償するという

枠組みを通じて、ユーザーの権利保護が図られている。当該枠組みに関する以前の根拠規定である「家庭用自動車製品修理、交換、返品責任規定」（2013 年 10 月 1 日施行）には、当初、NEV に関する特別な規定は設けられていなかった。当該規定の改正規定として 2022 年 1 月 1 日に施行された「家庭用自動車製品修理交換返品責任規定」（国家市場監督管理総局令 43 号）では、近年における NEV の急速な普及を背景として、動力蓄電池⁹、走行駆動モーター等に関する品質問題を三包責任の対象として明記している。

7. まとめ

冒頭で述べた通り、中国における NEV 市場は急速に拡大している。近時では、NEV 購入補助金の終了（本稿 5.①参照）、車載電池コストの上昇及びサプライチェーン（「SC」）に対するコロナ禍の影響（例：車載半導体の不足、ロックダウンによる工場の稼働停止）等のネガティブな要素も存在するとはいえ、中長期的には、中国が欧州と並んで巨大な NEV 市場になる可能性が高い。また、市場規模が拡大すれば、中国における NEV の生産台数（2021 年は前年比 1.6 倍増の 354.5 万台）も引き続き増加することになる。

今後、中国では日本の完成車メーカーによる NEV 生産及び販売の本格化並びに NEV 関連領域における日中企業間の調達関係強化、日本の部品・素材関連企業による投資の拡大が見込まれる。コロナ禍及び米中対立による SC 寸断の経験を踏まえれば、特定の地域に生産拠点、調達先を集中させることのリスクは常に留意する必要がある。他方で、車載電池に代表される NEV 関連産業が中国に集積しつつある現状において、自動車産業に従事する日本企業が中国から距離を置くこともまた困難である。これらの企業にとって、自社の投資判断等に影響しうる中国の関連政策及び法規制の状況を正確に把握し、その動向を常に意識することは、各種リスクを低減するために極めて重要であると考えられる。その意味において、本稿の内容が少しでも参考となれば幸いである。

以上

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

弁護士 小林 幹雄（こばやし みきお）

1997 年 立命館大学文学部（中国文学専攻）卒業

2000 年 弁護士登録

2003 年～2005 年 中国復旦大学留学
（語学研修生・法学部大学院聴講生）

専門：中国ビジネス法



⁹ 中国では、EV の発火事故が多発したこと等を背景として、車載電池の安全性に対する関心が高い。工業・情報化部弁公庁等が近時発布した「新エネルギー自動車企業の安全体系建設を更に強化することに関する指導意見」（工信庁聯通装〔2022〕10 号）においても、動力電池の安全レベルを高める必要性が強調されている（三、（6））。車載電池の安全性をはじめとして NEV の安全性確保の問題については、今後も中国における監督管理の強化が予想される。

中国会社法の改正

～有限責任会社の持分譲渡規制に対する改正を中心に～

MIZUHO

中倫法律事務所東京オフィス
外国法事務弁護士 孫彦
E-mail: sunyan@zhonglun.com
Tel: 03-6205-8266

I はじめに

2021年12月24日、第13期全国人民代表大会常務委員会第32回会議は、「中華人民共和國会社法（改正草案）」（以下「会社法草案」という）を公布し、2022年1月22日まで意見募集を行った。

中国の現行会社法（以下「現行会社法」という）は、1993年12月に制定されたもので、その後、1999年及び2004年に一部改正、2005年に全面的改正、2013年及び2018年に一部改正が行われてきた。

今回の「会社法草案」は、全15章260条より構成されており、「現行会社法」（13章218条）の枠組を踏襲しつつ、約70条の追加又は修正を加えた大幅な改正である。その主な改正点は次のとおり。

- ①会社の設立、持分譲渡及び撤退に関する制度の改善
- ②国有企業に関する特別規定の調整
- ③機関設計の柔軟化
- ④会社の資本制度の改善
- ⑤支配株主及び管理職の責任強化
- ⑥会社の社会的責任の強化等。

本稿では、今後本格的に進められる「会社法」改正の基盤となる「会社法草案」の改正点に基づき、筆者の直近の実務経験も踏まえ、有限責任会社の持分譲渡にかかわる改正点を中心に紹介する。

II 外商投資法がもたらす影響

1. 有限責任会社が主流である

外国投資家による中国への新規投資のほとんどは、有限責任会社の形式で行われている。2019年1月～11月の統計データ¹によると、同時期に設立された36,747社の外商投資企業のうち、有限責任会社（合弁企業、合作企業及び独資企業を含む）が36,569社を占める。これは、株式会社101社、パートナーシップ企業77社に比べ、圧倒的に数が多い。

なお、2020年以後、新型コロナウイルスと米中対立のダブルパンチにより、外国企業による中国投資の勢いは確かに鈍化している。ただし、プロジェクト数や投資金額等のデータを見ると増減を繰り返しつつ動きは止まっていないことが分かる。

筆者もこの二年間に複数の日本企業から、中国企業との合併や持分譲渡の契約交渉に関するご相談を受けており、中国投資は決して低迷していないとの実感がある。

2. 「会社法」の適用

「外商投資法」の施行に伴い、いわゆる三資企業法（「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」及び「外資独資企業法」）は廃止された。但し、「外商投資法」はもっぱら外国投資家による中国への投資促進、保護及び管理について規定する法律で、三資企業法に含まれていた外商投資企業の組織形態等に関する規定はない。この点は「外商投資法」第31条に基づき、「会社法」及び「パートナーシップ企業法」

¹ 2020年1月1日「外商投資法」施行に伴い、中国商務部（元の外商投資に対する中央レベルの審査認可機関）が外商直接投資の投資形式に関する統計を停止したため、関連データは2019年のものが最終である。

等の法律規定が適用されることになる。

「会社法」が適用されることにより、従来の「中外合弁経営企業法」に基づく合弁企業の制度設計は大きく変わることになる。具体的変更点は、下記比較表²にまとめたので参照されたい。ここでは、それらの変更点に関する逐一の解説は割愛し、実務上で、よく交渉の論点となる「持分譲渡に関する制限」を中心に紹介する。

重要事項	中外合弁経営企業法	会社法
中国側の株主	中国自然人は、合弁当事者になれない	制限なし
外国側の出資比率	原則として、25%以上	制限なし
最高権力機構	董事会	株主会
最高権力機構の議決方法	董事の頭数による多数決	原則として、出資比率に基づき議決権を行使する
董事	合弁当事者が任命及び更迭を行う	株主会が選出及び更迭を行う
董事長	正副董事長は各合弁当事者が分担して務める	制限なし
法定代表者	董事長	董事長、執行董事又は總經理
重要事項の決議方法	全会一致決議	三分の二以上の議決権を有する株主によって議決される
高級管理職	正・副總經理は各合弁当事者が分担して務める	制限なし
持分譲渡に関する制限	<u>合弁当事者の同意が必須である</u>	<u>他の株主の過半数の同意が必要である。同意しなかった株主は買い取らなければならない、買い取らなければ、同意したものとみなす。</u>
利益配当	出資比率に基づいて配当を行う	原則として、実際に払い込んだ出資比率に基づき配当を行う。別途合意がある場合は、この限りでない。
法定基金	予備基金、従業員奨励福利基金、企業発展基金	法定準備金と任意準備金
労働組合	従業員は労働組合組織を設立する権利を有する	左記と同様
共産党	規定なし	共産党組織を設立し党の活動を行う

² 「中国ビジネス法務の基本と実務がわかる本」(2019年10月1日、秀和システム)、筆者共著

3. 実務上の問題

有限責任会社は、株主間の「人的な信頼関係（中国語では「人合性」）」を前提として成立するとされる会社形態である。

有限責任会社における一方株主による持分譲渡は、「現行会社法」第71条の「同意しなかった株主は買い取らなければならない、買い取らなければ、同意したものとみなす。」という旨の規定に基づき行われる。だが、この場合、他方株主の意思にそぐわない第三者へ持分が譲渡されるおそれがある。これは合併会社設立時の趣旨に反したり、既存株主の利益を害したりする可能性がある。

この点は、中国、外国のいずれの投資家も不安要素であると指摘する。そして、当事者間の意思を優先し、株主間契約や合併契約に「合併当事者の持分を譲渡する場合は、全合併当事者の同意を得なければならない」と明記するケースが少なからず見受けられる。しかし、このような規定は、「現行会社法」に反する無効条項であると判断されるリスクが高いので注意が必要である。

Ⅲ 「現行会社法」と「会社法草案」の比較

1. 持分譲渡手続きの簡素化

「会社法草案」は、上記Ⅱ3で述べた実務上の指摘に応える形で、「現行会社法」にある「持分譲渡に関する制限」を改正した。主な改正は「現行会社法」の次の3点の削除である。

- ①その他の株主の過半数の同意を得なければならない。
- ②その他の株主の半数以上が譲渡に同意しなかった場合、同意しなかった株主はかかる譲渡持分を買い取らなければならない。
- ③買い取らない場合は、譲渡に同意したものとみなす。

改正点の対照表は下表のとおり。

現行会社法	会社法草案
第71条： 有限責任会社の株主間においては、互いにその全部又は一部の持分を譲渡することができる。 株主が株主以外の者に持分を譲渡する場合は、その他の株主の過半数の同意を得なければならない。株主は、その持分譲渡事項を書面によりその他の株主に通知し、その同意を求めなければならない。その他の株主が書面通知の受領日から満30日が経過しても回答しない場合は、譲渡に同意したものとみなす。その他の株主の半数以上が譲渡に同意しなかった場合は、同意しなかった株主はかかる譲渡持分を買い取らなければならない。買い取らない場合は、譲渡に同意したものとみなす。 株主の同意を得た譲渡持分については、同等の条件において、その他の株主が優先買取権を有する。2名以上の株主が優先買取権の行使を主張した場合は、協議によりそれぞれの買取比率を確定する。協議が調わない場合は、譲渡時の各自の出資比率に従い優先買取権を行使する。 会社定款に持分譲渡について別段の規定がある場合は、その規定に従う。	第85条： 有限責任会社の株主間においては、互いにその全部又は一部の持分を譲渡することができる。 株主が株主以外の者に持分を譲渡する場合は、<u>かかる持分譲渡の数量、価格、支払方法及び期限等の事項</u>を書面によりその他の株主に通知するものとし、同等の条件において、その他の株主が優先買取権を有する。<u>株主が書面通知の受領日から満30日が経過しても回答しない場合は、優先買取権を放棄したものとみなす。</u>2名以上の株主が優先買取権を行使した場合は、協議によりそれぞれの買取比率を確定する。協議が調わない場合は、譲渡時の各自の出資比率に従い優先買取権を行使する。 会社定款に持分譲渡について別段の規定がある場合は、その規定に従う。

また、既存株主の優先買取権を確保するための持分譲渡に関する書面通知について、「会社法草案」は、「持分譲渡の数量、価格、支払方法及び期限等の事項」を明記するよう求めている。なお、この点は、「現行会社法」の司法解釈（『会社法』適用の若干問題に関する規定（四））」に、優先買取権を行使する際の「同等条件」を判断する際の検討要件として既に規定がある。今回の改正は、この司法解釈にある規定が法律にレベルアップすることになる。

2. 持分譲渡後の株主名簿の変更及び当局への登記

譲渡人（旧株主）と譲受人（新株主）の間で行われる持分譲渡の手続きがスムーズに行えるか否かは、既存株主の協力が得られるか否かにかかってくる。

譲受人は株主名簿に新たな株主として記載されることで株主としての権利が享受できるが、既存株主が手続に非協力的であると、株主名簿への記載ができない。また、申請書類等が整わず、当局での変更登記が進まない、又は関連手続が完了しないために譲受人は持分譲渡に関して第三者に対抗できず、身分が宙に浮いた状態になる、といったトラブルに発展する可能性が高い。実際このような紛争事例は多い。

「会社法草案」は、この点に関する条文を追加し、持分譲渡後の株主名簿の変更及び当局への登記手続きを会社の義務として明記した。また、会社が正当な理由なくかかる手続きを拒否した場合、譲渡人と譲受人は会社を被告として提訴することができるとされている。

改正点の対照表は下表のとおり。

現行会社法	会社法草案
第32条： 有限責任会社は、株主名簿を備え付け、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)株主の氏名又は名称及び住所 (2)株主の出資額 (3)出資証明書の番号 株主名簿に記載されている株主は、株主名簿に従い株主としての権利の行使を主張することができる。 会社は、株主の氏名又は名称を会社登記機関に登録しなければならない。登記事項に変更が生じた場合は、変更登記手続を行わなければならない。登記又は変更登記を経っていない場合は、第三者に対抗することはできない。 第73条： 本法第71条、第72条に従い持分を譲渡した後、会社はもとの株主の出資証明書を取り消し、新しい株主に出資証明書を発行し、かつ会社定款及び株主名簿の株主及びその出資額に関する記載を修正しなければならない。会社定款にかかる修正は株主会の議決を経る必要はないものとする。	第27条： 会社の登記事項に変更が生じる場合は、法に従って変更登記を行わなければならない。 会社の登記事項について、登記をせず、又は変更登記を行わなかった場合は、善意の第三者に対抗することはできない。 第50条： 有限責任会社は、株主名簿を備え付け、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)株主の氏名又は名称及び住所 (2)株主の出資額及び出資時間 (3)出資証明書の番号 (4)株主としての資格の取得日及び喪失の日 株主名簿に記載されている株主は、株主名簿に従い株主としての権利の行使を主張することができる。 第87条： <u>株主は、持分譲渡を行う場合、書面にて会社に通知し、株主名簿の変更及び会社登記機関への変更登記を請求しなければならない。会社は正当な理由なく拒否できない。会社が拒否し、又は合理的な期限内に回答しなかった場合、譲渡人、譲受人は法に従い人民法院に提訴することができる。</u> 第88条： 本法に従い持分を譲渡した後、会社はもとの株主の出資証明書を取り消し、新たな株主に出資証明書を発行し、かつ会社定款及び株主名簿の株主及びその出資額に関する記載を修正しなければならない。会社定款にかかる修正は株主会の議決を経る必要はないものとする。

3. 出資期限到来前、又は出資の履行に瑕疵がある持分の譲渡

2013 年の会社法改正時に、それまで定められていた、登録資本金の実際の払込みを法定期限内に行うことに関する規制が廃止され、会社の資本金の払込時期は、株主間の合意（定款の定め）で決められることとなった。しかし、それに伴い、払込みが行われていない状態で持分が譲渡されるケース及びそれに関連するトラブルが増加している。

資本金の払込みが行われていないとは、主に次の 2 パターンである。

①株主間で合意されている払込み期限が到来していない。

②払込みの期限が到来しているが、株主による払込みに瑕疵がある。

上記②は更に、次のパターンに分かれる。

②-1 株主間の合意に違反した払込みの拒否や不履行。

②-2 一部のみの払込み（現物出資時の現物の価額不足を含む）。

「現行会社法」に上記パターンにかかる持分の譲渡に関する明確な規定はない。但し、「現行会社法」の司法解釈（『会社法』適用の若干問題に関する規定（三））第 18 条は、「有限責任会社の株主が出資義務を履行せず、又は全面的に履行しない状態のまま持分を譲渡し、譲受人がこれを知り、又は知り得るとき、会社が当該株主に出資義務の履行を求め、譲受人に連帯責任を求めた場合、人民法院はこれを支持するものとする」と定めている。「会社法草案」は、同司法解釈に関する規定をより明確にし、譲受人の義務を払込みの期限到来前の場合と出資の履行に瑕疵がある場合に分けて定めている。

もっとも、同司法解釈にある「全面的に履行しない」という表現に対して、下表「会社法草案」第 89 条の「出資した非貨幣財産の実際の価額が引き受けた出資額より著しく低い状態」という表現は、その範囲が狭く、また判断基準が不明確である等の指摘はある。しかし、この条文があれば、今後の裁判において一定の判断基準が示されるのは確かであろう。

改正点の対照表は下表のとおり。

現行会社法	会社法草案
関連規定なし	第 89 条： 出資を引受けた株主が払込の期限が到来前の持分を譲渡する場合、かかる出資義務は譲受人が履行する。 株主が期限通りに全額出資せず、又は <u>出資した非貨幣財産の実際の価額が引き受けた出資額より著しく低い状態で持分を譲渡する場合で、譲受人が上記状況を知り、又は知り得るのであれば、出資不足の範囲を上限として、当該株主と連帯責任を負う。</u>

IV 実務上の対応策

今回の会社法改正は、中国におけるビジネス環境の改善、国有企業の改革及び資本市場の制度基盤の改善等のニーズに応えるためのものである。特に、有限責任会社の持分譲渡の規制改正は、ビジネス環境の改善に対する政府の意欲が窺える。「会社法草案」に対する意見徴収は、2022 年 1 月 22 日までに 705 ヶ所から 4943 件の意見が寄せられた³。改定会社法の正式公布まではまだ少し時間がかかると推測されるが、実務に大きな影響をもたらすことに間違いのないため、その動向を密に注目する必要がある。

³ <http://www.npc.gov.cn/flcaw/more.html>

一方、現時点で、又はこれから（改定会社法の正式公布まで）中国での合併企業の設立や持分譲渡を予定されている日本企業や日系現地法人にとっては、上記「会社法草案」を参照し、かかる改正点を当事者間の合意事項として、合併契約又は持分譲渡契約に盛り込んでおくことが対応策として考えられる。具体的には、以下のとおり。

(1) 合併契約

既存株主以外の第三者への持分譲渡については、「全合併当事者の同意を得なければならない」と正面から定めるほか、「現行会社法」に基づく規定を維持しつつ、「会社法改定後（例えば、○日以内に）、持分譲渡の手続を改定後の法律に基づき改定しなければならない。」旨の規定を明記することも考えられる。

(2) 持分譲渡契約

持分譲渡に伴う株主名簿の変更及び当局への登記手続きについては、対象会社の義務として明記することが考えられる。対象会社は持分譲渡契約の当事者ではないため、持分譲渡契約は対象会社を直接拘束することはできないが、譲渡人や既存株主の義務（例えば、対象会社をして、○日以内にかかる手続きを行わせる等）に連動して定めることが一案である。

また、払込みに瑕疵がある場合の持分譲渡については、譲受人の立場から、①譲渡人による情報開示がない場合は、瑕疵がないことを表明保証させること、②譲渡人による情報開示がある場合は、クロージング前のコベナント事項として、瑕疵を是正させることや、譲受人が代わりに払い込むことを前提に譲渡対価を調整することが考えられる。一方、日本企業や日系現地法人が譲渡人であるケースは、実務上非常に少ないが、仮に払込みに瑕疵がある場合（例えば、出資期限が到来していない）、積極的に係る情報を開示し、それを前提に譲渡を実行し、かかる表明保証は避けることが望ましいと思う。

尚、「現行会社法」等に明確な規定がない事項は、上記対応策等の当事者間合意が優先され则认为られる。

以 上

中倫法律事務所

中国最も早いパートナーシップ制法律事務所の一つとして、1993 年設立以来、迅速且つ安定した発展を続け、中国のリーディングファームへと成長しました。

本部は中国の首都である北京にあり、上海、深セン、広州、武漢、成都、重慶、青島、杭州、南京、海口、東京、香港、ロンドン、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコ、アルマトイの世界 18 都市にオフィスを構え、クライアントのビジネス活動における法的問題を全面的にサポートする体制を整えております。

東京オフィス パートナー

外国法事務弁護士 孫 彦（そん げん）

2006 年 7 月 北京大学大学院卒業

2013 年～2014 年 ワシントン大学（University of Washington）ロースクール客員研究員。

日本の大手法律事務所にて 10 年以上の実務経験を積み、2018 年 11 月から中倫外国法事務弁護士事務所（中倫律師事務所東京オフィス）のパートナー就任。

日中間の M&A、紛争解決、中国現地法人の不祥事対応や危機管理、コーポレートガバナンス等、企業法務全般を取り扱っている。日本仲裁人協会会員、一般社団法人日本商事仲裁協会名簿仲裁人。



(ご参考) チャイナ関連情報一覧

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

タイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 つ)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	第 3 号(三月号)(2022/3/8) https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0147-XF-0105.pdf 第 4 号(四月号)(2022/4/11) https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/china/pdf/R512-0148-XF-0105.pdf 第 5 号(五月号)(本誌)
みずほインサイト&Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	全人代にみる2022年の中国経済～実質GDP成長率の目標は「5.5%前後」に設定(2022/3/25) https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/report/2022/pdf/insight-as220325.pdf 2022年中国経済は力強さ欠くスタート～インフラ投資等の景気対策が頼みの綱～(2022/4/19) https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/report/2022/pdf/express-as220419.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.116(2022/1/6) 「新たな時代に向かう欧州」 https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/index.html Vol.117(2022/3/10) 「アジア～目が離せない今後の行方」 https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2203-2204.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 603 号(2022/4/15) 水素エネルギー産業 2021～35 年発展計画発表 https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0655-XF-0105.pdf 第 604 号(2022/4/22) 全国統一大市場の構築 https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0656-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 119 号(2022/1/25) 21 年 12 月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0119-XF-0105.pdf 第 120 号(2022/3/25) 22 年 1 月～2 月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0120-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	不定期	中国自動車業界レポート(2022/3/25) 22 年 2 月中国自動車業界状況 https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0066-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2022/4/21) 22 年 3 月中国自動車業界状況 https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0067-XF-0103.pdf

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 情報ライン(西方路、王博)

E-mail: china.info@mizuho-bk.co.jp TEL: (日本) 03-5220-8734

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8721, 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階

TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業案群大樓8楼

TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大樓12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市広州路188号
蘇寧環球套房飯店2220室

TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室

TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階

TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階

TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階

TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大廈23階、24階-A

TEL:86-411-8360-2543

○ 大連経済技術開発区出張所

遼寧省大連市大連経済技術開発区
紅梅小区81号ビル古耕國際商務大廈22階

TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号

TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田区金田路
皇崗商務中心1号楼30楼

TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津國際金融中心大廈11階

TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島國際金融中心44階

TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景國際金融広場25階

TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階

TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区
旺墩路188号建屋大廈17階

TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大廈18階D、E室

TEL:86-512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技术産業開發区
東南大道33号科創大廈701-704室

TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階

86-551-6380-0690

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮併公樓8階

TEL:86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階

TEL:86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15樓

TEL:852-2685-2000

● Asset Management One Hong Kong Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13樓

TEL:852-2918-9030

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいさ責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。